

仙台市交通局規程第十五号

仙台市交通事業管理者職務代理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市交通事業管理者 吉野 博 明

仙台市交通事業管理者職務代理規程の一部を改正する規程

仙台市交通事業管理者職務代理規程（平成二十二年仙台市交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
第一条 地方公営企業法（ <u>昭和二十七年法律第二百九十一号</u> ）第十三条第一項の規定に基づき、交通事業管理者（以下「管理者」という。）の職務を代理する職員は、 <b>次長</b> とする。	第一条 地方公営企業法（ <u>昭和二十七年法律第二百九十二号</u> ）第十三条第一項の規定に基づき、交通事業管理者（以下「管理者」という。）の職務を代理する職員は、 <b>理事（仙台市交通局事務分掌規程（昭和五十五年仙台市交通局規程第四号）<u>第四条第二項の規定に基づき局に理事を置く場合に限る。</u>）又は次長</b> とする。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

（交通局総務部総務課）